

経 済 産 業 省

20171120保局第1号
平成29年12月1日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 福島 洋

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正
について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商
局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について (20130605商局第3号) 【別表第十二関係】

(傍線部分は改正部分)

改 正 案				現 行			
別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準				別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準			
基 準			備 考	基 準			備 考
基準番号	表題	本文※		基準番号	表題	本文※	
J60065(H29) ・ J60065(H26)	(略)	(略)	(略)	J60065(H29) ・ J60065(H26)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60065(H23)</u>	<u>オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項</u>	<u>JISC6065:2007+ 追 補 1 (2009)</u>	<u>IEC60065(2001), Amd. No. 1(2005)に対応 平成29年9月30日まで有効</u>
J60068-2-63(H14) ～ J60227-4(H20)	(略)	(略)	(略)	J60068-2-63(H14) ～ J60227-4(H20)	(略)	(略)	(略)

J60227-5(H29)	定格電圧 4 5 0 / 7 5 0 V 以下の塩化ビニル 絶縁ケーブルー 第 5 部:可とうケーブル (コード)	JISC3662-5 :2017	IEC60227-5(201 1)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60227-5(H23)	定格電圧 4 5 0 / 7 5 0 V 以下の塩化ビニル 絶縁ケーブルー 第 5 部:可とうケーブル (コード)	JISC3662-5 :2009	IEC60227-5(199 7), Amd. No. 1 (19 97), Amd. No. 2 (2 003)に対応 平成32年11月30 日まで有効	J60227-5(H23)	定格電圧 4 5 0 / 7 5 0 V 以下の塩化ビニル 絶縁ケーブルー 第 5 部:可とうケーブル (コード)	JISC3662-5:2 009	IEC60227-5(19 97), Amd. No. 1 (1 997), Amd. No. 2 (2003)に対応
J60227-7(H29)	定格電圧 4 5 0 / 7 5 0 V 以下の塩化ビニル 絶縁ケーブルー 第 7 部:遮へい付き又は 遮へいなしの 2 心以上 の多心可とうケーブル	JISC3662-7 :2010+ 追 補 1 (2017)	IEC60227-7(199 5), Amd. No. 1 (20 03), Amd. No. 2 (2 011)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60227-7(H23)	定格電圧 4 5 0 / 7 5 0 V 以下の塩化ビニル 絶縁ケーブルー 第 7 部:遮へい付き又は 遮へいなしの 2 心以上 の多心可とうケーブル	JISC3662-7 :2010	IEC60227-7(199 5), Amd. No. 1 (20 03)に対応 平成32年11月30 日まで有効	J60227-7(H23)	定格電圧 4 5 0 / 7 5 0 V 以下の塩化ビニル 絶縁ケーブルー 第 7 部:遮へい付き又は 遮へいなしの 2 心以上 の多心可とうケーブル	JISC3662-7:2 010	IEC60227-7(19 95), Amd. No. 1 (1 997), Amd. No. 2 (2 003)に対応

J60238 (H27) ～ J60245-7 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60238 (H27) ～ J60245-7 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60245-8 (H29)</u>	<u>定格電圧 4 5 0 / 7 5 0 V 以下のゴム絶縁ケーブルー</u> <u>第 8 部: 高可とう性コード</u>	<u>JISC3663-8 :2010+ 追 補 1 (2017)</u>	<u>IEC60245-8 (1998), Amd. No. 1 (2003), Amd. No. 2 (2011) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60245-8 (H23)	定格電圧 4 5 0 / 7 5 0 V 以下のゴム絶縁ケーブルー 第 8 部: 高可とう性コード	JISC3663-8 :2010	IEC60245-8 (1998), Amd. No. 1 (2003) に対応 <u>平成32年11月30日まで有効</u>	J60245-8 (H23)	定格電圧 4 5 0 / 7 5 0 V 以下のゴム絶縁ケーブルー 第 8 部: 高可とう性コード	JISC3663-8:2010	IEC60245-8 (1998), Amd. No. 1 (2003) に対応
J60269-1 (H29) ～ J60335-2-2 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60269-1 (H29) ～ J60335-2-2 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-3 (H29)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー</u> <u>第 2 - 3 部: 電気アイロンの個別要求事項</u>	<u>JISC9335-2 -3:2017</u>	<u>IEC60335-2-3 (2012), Amd. No. 1 (2015) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

J60335-2-3(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－3部：電気アイロンの個別要求事項	JISC9335-2-3:2004	IEC60335-2-3(2002)に対応 <u>平成32年11月30日まで有効</u>	J60335-2-3(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－3部：電気アイロンの個別要求事項	JISC9335-2-3:2004	IEC60335-2-3(2002)に対応
J60335-2-4(H20) ～ J60335-2-8(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-4(H20) ～ J60335-2-8(H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-9(H29)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－9部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項</u>	<u>JISC9335-2-9:2017</u>	<u>IEC60335-2-9(2008) Amd. No. 1(2012), Amd. No. 2(2016)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-9(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－9部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項	JISC9335-2-9:2004	IEC60335-2-9(2002)に対応 <u>平成32年11月30日まで有効</u>	J60335-2-9(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－9部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項	JISC9335-2-9:2004	IEC60335-2-9(2002)に対応
J60335-2-10(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-10(H20)	(略)	(略)	(略)

J60335-2-11(H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-1-1部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項	JISC9335-2-11:2017	IEC60335-2-11(2008), Amd. No. 1(2012), Amd. No. 2(2015)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-11(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-1-1部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項	JISC9335-2-11:2004	IEC60335-2-11(2002)に対応 平成32年11月30日まで有効	J60335-2-11(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-1-1部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項	JISC9335-2-11:2004	IEC60335-2-11(2002)に対応
J60335-2-12(H20) ～ J60335-2-21(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-12(H20) ～ J60335-2-21(H20)	(略)	(略)	(略)
J60335-2-23(H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-2-3部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項	JISC9335-2-23:2017	IEC60335-2-23(2016)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-23(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-2-3部：スキンケア又はヘアケア用機器	JISC9335-2-23:2005	IEC60335-2-23(2003)に対応 平成32年11月30日まで有効	J60335-2-23(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-2-3部：スキンケア又はヘアケア用機器	JISC9335-2-23:2005	IEC60335-2-23(2003)に対応

	の個別要求事項				の個別要求事項		
J60335-2-24 (H29) ～ J60335-2-43 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-24 (H29) ～ J60335-2-43 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-44 (H29)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－44部：電気アイロナの個別要求事項</u>	<u>JISC9335-2-44:2017</u>	<u>IEC60335-2-44 (2002), Amd. No. 1 (2008), Amd. No. 2 (2011) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-44 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－44部：電気アイロナの個別要求事項	JISC9335-2-44:2006	IEC60335-2-44 (2002) に対応 平成32年11月30日まで有効	J60335-2-44 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－44部：電気アイロナの個別要求事項	JISC9335-2-44:2006	IEC60335-2-44 (2002) に対応
J60335-2-45 (H28) ～ J60335-2-60 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-45 (H28) ～ J60335-2-60 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-61 (H29)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－61部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項</u>	<u>JISC9335-2-61:2017</u>	<u>IEC60335-2-61 (2002), Amd. No. 1 (2005), Amd. No. 2 (2008) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

J60335-2-61 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-61部:蓄熱形ルームヒータの個別要求事項	JISC9335-2-61:2006	IEC60335-2-61 (2002)に対応 <u>平成32年11月30日まで有効</u>	J60335-2-61 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-61部:蓄熱形ルームヒータの個別要求事項	JISC9335-2-61:2006	IEC60335-2-61 (2002)に対応
J60335-2-64 (H28) ～ J60335-2-105 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-64 (H28) ～ J60335-2-105 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-106 (H29)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-106部:電気カーペット及び取外し可能な床仕上げ材の下に設置する室内暖房用ヒーティングユニットの個別要求事項</u>	<u>JISC9335-2-106:2017</u>	<u>IEC60335-2-106 (2007)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-J1 (H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2:電気カーペット等の床敷物類の個別要求事項(3版対応のパート1を併用する)	別紙103	<u>平成32年11月30日まで有効</u>	J60335-2-J1 (H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2:電気カーペット等の床敷物類の個別要求事項(3版対応のパート1を併用する)	別紙103	

J60335-2- J2(H23) ～ J60335-2- J7(H21)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- J2(H23) ～ J60335-2- J7(H21)	(略)	(略)	(略)
J60335-2- J8(H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2：電子冷蔵庫の個別要求事項(3版対応のパート1を併用する)	別紙109	<u>平成32年11月30日</u> まで有効	J60335-2- J8(H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2：電子冷蔵庫の個別要求事項(3版対応のパート1を併用する)	別紙109	
J60335-2- J9(H23) ～ J60598-1 (4.1版- H14)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- J9(H23) ～ J60598-1 (4.1版- H14)	(略)	(略)	(略)
<u>J60598-1(H29)</u>	<u>照明器具－ 第1部：安全性要求事項 通則</u>	<u>JISC8105-1 :2017</u>	<u>IEC60598-1(2014)</u> に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60598-1(H26)	照明器具－ 第1部：安全性要求事項 通則	JISC8105-1 :2010+ 追補 1 (2013)	IEC60598-1(2008)に対応 <u>平成32年11月30日</u> まで有効	J60598-1(H26)	照明器具－ 第1部：安全性要求事項 通則	JISC8105-1 :2010+ 追補 1 (2013)	IEC60598-1(2008)に対応

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	J60598-1(7版-H23)	照明器具－ 第1部:安全性要求事項 通則	JISC8105-1:2010	IEC60598-1(2008)に対応 平成29年9月30日 まで有効
J60598-2-1(H29)	照明器具－ 第2-1部:定着灯器具 に関する安全性要求事項	JISC8105-2-1:2017	IEC60598-2-1(1979), Amd. No. 1 (1987)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60598-2-1(H23)	照明器具－ 第2-1部:定着灯器具 に関する安全性要求事項	JISC8105-2-1:1999+ 追補1(2010)	IEC60598-2-1(1979), Amd. No. 1 (1987)に対応 平成32年11月30日 まで有効	J60598-2-1(H23)	照明器具－ 第2-1部:定着灯器具 に関する安全性要求事項	JISC8105-2-1:1999+ 追補1(2010)	IEC60598-2-1(1979), Amd. No. 1 (1987)に対応
J60598-2-2(H27) ～ J60598-2-3(H26)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-2(H27) ～ J60598-2-3(H26)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	J60598-2-3(H14)	照明器具 パート2:個別要求事項 セクション3:道路及び 街路用照明器具(4. 1 版対応のパート1を併 用する)	別紙119	IEC60598-2-3(1993), Amd. No. 1 (1997)に対応 平成29年9月30日 まで有効

J60598-2-4(H29)	照明器具－ 第2－4部：一般用移動 灯器具に関する安全性 要求事項	JISC8105-2 -4:2017	IEC60598-2-4(1 997)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60598-2-4(H23)	照明器具－ 第2－4部：一般用移動 灯器具に関する安全性 要求事項	JISC8105-2 -4:2003+ 追 補1(2010)	IEC60598-2-4(1 997)に対応 <u>平成32年11月30 日まで有効</u>	J60598-2-4(H23)	照明器具－ 第2－4部：一般用移動 灯器具に関する安全性 要求事項	JISC8105-2 -4:2003+ 追 補1(2010)	IEC60598-2-4(1 997)に対応
J60598-2-5(H29) ・ J60598-2-5(H23)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-5(H29) ・ J60598-2-5(H23)	(略)	(略)	(略)
J60598-2-6(H25)	照明器具－ 第2－6部：変圧器内蔵 白熱灯器具に関する安 全性要求事項	JISC8105-2 -6：2011	IEC60598-2-6(1 994)+Amd. No. 1(1 996) <u>平成32年11月30 日まで有効</u>	J60598-2-6(H25)	照明器具－ 第2－6部：変圧器内蔵 白熱灯器具に関する安 全性要求事項	JISC8105-2 -6：2011	IEC60598-2-6(1 994)+Amd. No. 1(1 996)
J60598-2-7(H29)	照明器具－ 第2－7部：可搬形庭園 灯器具に関する安全性 要求事項	JISC8105-2 -7:2011+ 追 補1(2017)	IEC60598-2-7(1 982), Amd. No. 1 (1987), Amd. No. 2(1994)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60598-2-	照明器具－	JISC8105-2-7	IEC60598-2-7(1	J60598-2-	照明器具－	JISC8105-2-7	IEC60598-2-7(1

7 (H25)	第2-7部:可搬形庭園 灯器具に関する安全性 要求事項	:2011	982), Amd. No. 1 (1987), Amd. No. 2(1994)に対応 <u>平成32年11月30</u> <u>日まで有効</u>	7 (H25)	第2-7部:可搬形庭園 灯器具に関する安全性 要求事項	:2011	982), Amd. No. 1 (1987), Amd. No. 2(1994)に対応
J60598-2- 8 (H27) ・ J60598-2- 8 (H14)	(略)	(略)	(略)	J60598-2- 8 (H27) ・ J60598-2- 8 (H14)	(略)	(略)	(略)
<u>J60598-2- 9 (H29)</u>	<u>照明器具一</u> <u>第2-9部 写真及び</u> <u>映画撮影用照明器具に</u> <u>関する安全性要求事項</u> <u>(アマチュア用)</u>	<u>JISC8105-2</u> <u>-9:2011+ 追</u> <u>補1(2017)</u>	<u>IEC60598-2-9(1</u> <u>987), Amd. No. 1</u> <u>(1993)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60598-2- 9 (H25)	照明器具一 第2-9部 写真及び 映画撮影用照明器具に 関する安全性要求事項 (アマチュア用)	JISC8105-2 -9:2011	IEC60598-2-9(1 987), Amd. No. 1 (1993)に対応 <u>平成32年11月30</u> <u>日まで有効</u>	J60598-2- 9 (H25)	照明器具一 第2-9部 写真及び 映画撮影用照明器具に 関する安全性要求事項 (アマチュア用)	JISC8105-2 -9:2011	IEC60598-2-9(1 987), Amd. No. 1 (1993)に対応
J60598-2- 11 (H26) ～ J60598-2-	(略)	(略)	(略)	J60598-2- 11 (H26) ～ J60598-2-	(略)	(略)	(略)

14 (H26)				14 (H26)			
<u>J60598-2-17 (H29)</u>	<u>照明器具－ 第 2－17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項</u>	<u>JISC8105-2-17:2011</u> + <u>追 補 1 (2017)</u>	<u>IEC60598-2-17 (1984), Amd. No. 1 (1987), Amd. No. 2 (1990) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60598-2-17 (H25)	照明器具－ 第 2－17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項	JISC8105-2-17:2011	IEC60598-2-17 (1984), Amd. No. 1 (1987), Amd. No. 2 (1990) に対応 <u>平成32年11月30日まで有効</u>	J60598-2-17 (H25)	照明器具－ 第 2－17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項	JISC8105-2-17:2011	IEC60598-2-17 (1984), Amd. No. 1 (1987), Amd. No. 2 (1990) に対応
<u>J60598-2-19 (H29)</u>	<u>照明器具－ 第 2－19 部：空調照明器具に関する安全性要求事項</u>	<u>JISC8105-2-19:2017</u>	<u>IEC60598-2-19 (1981), Amd. No. 1 (1987), Amd. No. 2 (1997) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60598-2-19 (H23)	照明器具－ 第 2－19 部：空調照明器具に関する安全性要求事項	JISC8105-2-19:2010	IEC60598-2-19 (1981), Amd. No. 1 (1987), Amd. No. 2 (1997) に対応 <u>平成32年11月30日まで有効</u>	J60598-2-19 (H23)	照明器具－ 第 2－19 部：空調照明器具に関する安全性要求事項	JISC8105-2-19:2010	IEC60598-2-19 (1981), Amd. No. 1 (1987), Amd. No. 2 (1997) に対応

J60598-2-20 (H25) ～ J60974-6 (H26)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-20 (H25) ～ J60974-6 (H26)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60974-6 (H22)</u>	<u>アーク溶接装置－第6部:限定使用率被覆アーク溶接電源</u>	<u>JISC9300-6:2006</u>	<u>IEC60974-6 (2003)に対応</u> <u>平成29年9月30日まで有効</u>
<u>J60974-7 (H29)</u>	<u>アーク溶接装置－第7部:トーチ</u>	<u>JISC9300-7:2017</u>	<u>IEC60974-7 (2013)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60974-7 (H22)	アーク溶接装置－第7部:トーチ	JISC9300-7:2007	IEC60974-7 (2005)に対応 <u>平成32年11月30日まで有効</u>	J60974-7 (H22)	アーク溶接装置－第7部:トーチ	JISC9300-7:2007	IEC60974-7 (2005)に対応
J60974-11 (H28) ～ J61347-2-13 (H26)	(略)	(略)	(略)	J60974-11 (H28) ～ J61347-2-13 (H26)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J61347-2-13 (H21)</u>	<u>ランプ制御装置</u> <u>第2-13部:直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要</u>	<u>JISC8147-2-13:2008</u>	<u>IEC61347-2-13 (2006)に対応</u> <u>平成29年9月30日まで有効</u>

J61386-1 (H26)	(略)	(略)	(略)
～			
J8528-8 (H16)			

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表2. 雑音の強さに関する基準

基準			備考
基準番号	表題	本文※	
J55001 (H27)	雑音の強さの規定	別紙200 (H27)	平成32年11月30日まで有効
J55001 (H22)	(略)	(略)	(略)
・ J55011 (H27)			
J55013 (H22)	音声及びテレビジョン放送受信機並びに関連機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法	別紙201	CISPR13 (2001:4th), Amd. No. 1 (2003), Amd. No. 2 (2006) に対応 平成32年11月30日まで有効

	求事項		
J61386-1 (H26)	(略)	(略)	(略)
～			
J8528-8 (H16)			

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表2. 雑音の強さに関する基準

基準			備考
基準番号	表題	本文※	
J55001 (H27)	雑音の強さの規定	別紙200 (H27)	
J55001 (H22)	(略)	(略)	(略)
・ J55011 (H27)			
J55013 (H22)	音声及びテレビジョン放送受信機並びに関連機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法	別紙201	CISPR13 (2001:4th), Amd. No. 1 (2003), Amd. No. 2 (2006) に対応

J55014-1(H27)	(略)	(略)	(略)
J55014-1(H20)	(略)	(略)	(略)
J55015(H29)	電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法	CISPRJ15(2017)	CISPR15(2013:8th)に対応
J55015(H20)	電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法	別紙202の2	CISPR15(2000:6th:3rd), Amd. No. 1(2001), Amd. No. 2(2002)に対応 平成32年11月30日まで有効
J55022(H22)	情報技術装置からの妨害波の許容値及び測定法	別紙203	CISPR22(2005:5th), Amd. No. 1(2005), Amd. No. 2(2006)に対応 平成32年11月30日まで有効
J55032(H29)	マルチメディア機器の電磁両立性 — エミッション要求事項 —	CISPRJ32(2017)	CISPR32(2015:2nd)に対応

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

J55014-1(H27)	(略)	(略)	(略)
J55014-1(H20)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J55015(H20)	電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法	別紙202の2	CISPR15(2000:6th:3rd), Amd. No. 1(2001), Amd. No. 2(2002)に対応
J55022(H22)	情報技術装置からの妨害波の許容値及び測定法	別紙203	CISPR22(2005:5th), Amd. No. 1(2005), Amd. No. 2(2006)に対応
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

なお、次の表の左欄に掲げる電気用品であって、上記の表2に示す基準（J55001は除く。）が適用されないものは、表の右欄に掲げる基準に適合しなければならない。

表

イ 配線器具	別表第十 第5章（光電式自動点滅器を除く）
ロ 携帯発電機	別表第十 第9章
ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの	別表第十 第2章から第8章までの該当する章

表3～表5 （略）

（新規）

表3～表5 （略）